

遊佐町告示第 1 1 4 号

遊佐町の健全な水循環を保全するための条例（平成 2 5 年遊佐町条例第 2 7 号）第 1 7 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 1 日付けで事前協議のあった協議対象事業について、次のとおり認定する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

遊佐町長 松 永 裕 美

事前協議者	秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ6番地の35 川越工業株式会社 代表取締役 川越恵次
事業の名称	岩石採取
事業場の設置場所	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲 地内
認定内容	規制対象事業に該当する
認定した理由	別紙「理由書」のとおり

(別紙)

理由書

事前協議のあった当該協議対象事業については、切土により地表から地下2メートルの深さを超えて土石を採取し、地形を改変する事業であるとともに、当該事業区域の面積が1万平方メートルを超えるものであること、一部事業区域が過去に土石の採取が行われた区域であることから、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例第16条第1号の基準を定めた同条例施行規則第9条第1号から第4号までの規定に該当する。

同規定に形式的に該当しても、事前協議者から提出された資料等により、森林等の水源涵養機能を著しく阻害せず、水源涵養量の減少をもたらすおそれがないことが明らかになれば、条例第16条第1号に該当しないとの判断に至ることもあり得るが、提出された資料からは、同規定に該当してもなお水源涵養量の減少を伴わないことが明らかであるとは評価できない。

よって本協議対象事業は、条例第16条第1号が規定する規制対象事業に該当するものと判断する。